

平成 28 年 12 月 9 日  
総務省北海道管区行政評価局

## 「国の行政機関における障害者への配慮等に関する 実態調査」の実施

総務省北海道管区行政評価局では、地域住民の生活に密着した行政上の問題について、行政運営の改善を図るための調査（地域計画調査）を自ら企画、実施しています。

今回、国の行政機関における障害者への配慮等に関して調査し、行政運営の改善に資するため、別紙のとおり調査を実施することになりましたので、お知らせします。

【本件に関する照会先】

総務省北海道管区行政評価局

第二部第一評価監視官 小野

電 話 : 011-709-2311 (内線 3142)

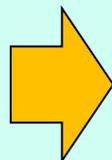
F A X : 011-709-1843

Eメール : hkd21@soumu. go. jp

# 国の行政機関における障害者への配慮等に関する実態調査

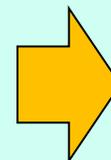
## 調査の背景等

- 国の行政機関が入居する庁舎等の官庁施設については、バリアフリー法(平成18年12月施行)等に基づく施設のバリアフリー化が強く求められている。
- 官庁施設等の管理者は、健康増進法(平成15年5月施行)に基づき、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。



さらに、障害者等への配慮を進めるため、次のような法制度が整備

- 障害者差別解消法(平成28年4月施行)により、行政機関にはバリアフリーを含む障害者の社会的障壁の除去について合理的配慮の提供が義務化
- 障害者優先調達推進法(平成25年4月施行)により、行政機関に障害者就労施設等からの物品等の優先調達が義務化
- 公共施設の建物内禁煙義務化など受動喫煙対策をめぐる状況も変化



バリアフリー法施行10年目に当たる本年、その後の新たな法制度の整備の状況等を踏まえ、国の行政機関における障害者等への配慮を推進する観点から、庁舎施設におけるバリアフリー化の推進状況、障害者等への行政サービス等の実施状況について調査し、関係行政の改善に資するために実施

## 調査項目

- 1 庁舎のバリアフリー化の推進状況
- 2 障害者等への合理的配慮の提供状況
- 3 障害者就労施設等からの物品等の調達状況
- 4 受動喫煙防止対策の推進状況
- 5 AEDの設置・管理状況

## 調査対象機関

北海道内に所在する国の行政機関 (※)

(※) 国民からの申請や相談を受けている等、庁舎施設の利用者が多いとみられる機関等を抽出して実施

## 調査実施期間

平成28年12月～29年3月